

公益社団法人 日本煙火協会

平成29年度事業計画

自 平成29年 1月 1日

至 平成29年12月31日

平成29年度の事業計画策定に当たっては、過去の実績を踏まえ、公益法人としての社会的責任を自覚し、更なる公益性のある事業活動を展開し、定款に基づいた事業の推進を着実に図る。

1. 煙火の保安に関する教育、講習事業

(1) 煙火製造保安責任者の保安教育講習会

煙火製造保安責任者に対して、省令に基づく受講義務に係る保安教育講習会を例年同様5月に、福岡、大阪、名古屋、東京、仙台の全国5ヶ所で開催する。

(2) 煙火消費保安教育講習会

煙火消費者に対する保安教育の一環として、全国各地区組織において開催する煙火消費保安手帳講習会に対し、例年同様講習資料の提供及び講師派遣等の支援を行うとともに、煙火消費保安手帳交付等に関する規定に基づき、講習受講義務について点検を行う。

(3) 火薬類製造保安責任者受験準備講習会

甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験の受験者を対象に、受験準備のための講習会を例年同様に東京で開催する。

(4) 保安・技術の研究のための研修会

会員後継者及び幹部社員を主な対象に、保安意識の高揚と製造・消費技術の研究を目的に、青年部会の企画参画のもとに、昨年同様首都圏において11月中旬に2日間に亘り研修会を開催する。

(5) 青年部総合セミナー

青年部会会員を対象にセミナーを（3月下旬、静岡にて）開催し、相互の連携、研鑽を深めることにより、後継者の育成と次代を担う青年従業者の保安意識の高揚と、煙火技術の向上を支援し、文化、芸術の継承と発展に寄与する。

2. 煙火の安全性に関する検査、検定事業

(1) がん具煙火の安全性に関する検査

- ・がん具煙火製造業者（セット組をする業者含む）及び輸入業者に対して、国内に流通させるがん具煙火について、継続して検査を実施するとともに、がん具煙火の安全基準及び検査等に関する規程及び細則改訂の検討を行う。
- ・検査に合格したがん具煙火に対して規程に基づき各種マークの表示を継続的に義務づける。
- ・輸入がん具煙火に関して、未確認の成分等が問題となることがあるため、より厳格に管理する。

(2) がん具煙火の試買検査

がん具煙火の試買検査を実施し、市場における品質の向上を図るとともに、製造現場での検査の指導を実施し、出荷時における品質の向上を図る。

(3) がん具煙火安全管理委員会

がん具煙火の検査事業の今後のあり方や改善等について、学識経験者等に諮問するための委員会を、例年同様に開催する。

3. 煙火の安全性に関する調査、実験事業

(1) 煙火安全性向上のための施策

煙火事故発生に際し事故内容の重大性を考慮し、必要に応じて現地調査の実施、保安関連委員会の招集及び実証実験等を行うことにより、事故の原因を究明して再発防止に努める。

(2) がん具煙火安全性向上のための施策

がん具煙火の消費事故について、製造工程を含む原因究明や、安全基準の見直し等の対策を検討する。また、消費者行政の変革に対応して事故情報の共有化、公開化と原因究明などの施策を進めるとともに、必要に応じ流通及び消費に関する安全性の実験等を行う。

(3) 煙火に関する国際化対応

- ・煙火の国際標準化（ISO／TC264）に伴い、前年度に引き続き国内審議団体としての委員会活動等を行い、成果報告書を提出する。
- ・海上輸送時の国連規格危険物容器（UN段ボール）について、例年通り4月上旬に（一財）日本舶用品検定協会の検査証を取得し会員各位の利用に供する。
- ・海上輸送における国連分類は、国連においての各国の提案により流動的であるため、各機関を通じ情報を入手するとともに、必要に応じ調査及び実験等を行う。

(4) 事故調査委員会

平成29年の煙火関連事故の事例について、学識経験者及び有識者からなる調査委員会を開催し、事故の分析を行うとともに再発防止対策を検討する。

(5) 火薬類保安関連各機関との積極的な情報交換

煙火の安全性に関する各機関からの調査、実験等の要請に対し、継続して協力するとともに、保安に関する情報交換を積極的に行う。

(6) （公社）全国火薬類保安協会及び各都道府県火薬類保安協会の事業への参加・協力

（公社）全国火薬類保安協会及び各都道府県火薬類保安協会が主催する各種関連事業に参加・協力し、協会の保安対策事業に反映させる。

(7) （一社）火薬学会への協力

（一社）火薬学会の煙火に関する学術的な研究活動に対し、継続的に協力する。

(8) （国研）産業技術総合研究所との共同研究

（国研）産業技術総合研究所との煙火に関する共同研究（各種実験を含む）を継続的に行い、協会の保安対策事業に反映させる。

4. 煙火の保安及び文化、芸術に関する広報事業

(1) 煙火に関する安全啓発

がん具煙火の消費事故防止を目的に、消費者への安全消費啓発活動の一環として、例年同様5月中旬にポスター・しおり等の配布を全国的に展開する。

(2) おもちゃ花火教室の開催促進と支援

がん具煙火の消費安全と火災予防を目的に、全国消防機関が各地で主催している防火教室に対し、ホームページ等を活用してさらなるおもちゃ花火教室の開催促進及び教材等の支援を行う。

(3) マスメディアへの対応

花火の文化・芸術的価値の向上を図る目的で、主要マスメディアに対し小冊子（花火入門）及び全国花火大会一覧の配布を行うとともに、各種取材や執筆等の依頼に対し積極的に対応する。

(4) 全国花火競技大会への後援

協会認定の全国花火競技大会等からの依頼に対し、継続して後援等の協力を行う。

(5) 協会ホームページ

ホームページの内容充実を継続的に図るとともに、ホームページ上において公益社団法人の組織、事業、財務等についての情報公開を継続して行い、各種安全啓発、煙火に関する各種情報を提供することにより、公共の安全と国民の文化、芸術に寄与する。

(6) 花火フォトコンテスト

花火の文化、芸術性について、より広く理解を得ることを目的として、一般公募の花火フォトコンテストを継続的に実施する。

(7) がん具煙火に係る環境問題への対応

ゴミの排出を減らすべく、環境に配慮したゴミ持ち帰りマークなどの啓発活動及びがん具煙火の消費における後片付け・騒音等、近隣等に迷惑をかけないよう消費啓発活動（マナーアップ運動）を継続的に実施する。

5. 煙火に関する出版・販売事業

(1) 出版

煙火の保安に関するテキスト等の出版を継続して行う。

(2) 保安関連物品の販売

煙火消費の際に使用する各種標識章等や煙火に関する書物等の販売を継続して行い、新規物品に關しても要請があれば積極的に実施する。

6. 煙火に関する第三者損害賠償事業

(1) 煙火消費賠償責任保険

煙火消費事故に伴う第三者損害賠償を、保険により充当する。

煙火を消費又は輸入する会員に対し、保険制度の意義等の周知を図って理解を得る。

(2) がん具煙火賠償責任保険

検査に合格したがん具煙火の製品事故に伴う第三者損害賠償を、保険により充当する。

がん具煙火の事故は、会員が被害者と相対交渉を行い、被害者救済並びに和解することが要求されるため、被害者に対してこれらの過程が迅速かつ適切に行われるために必要な情報の公開を適宜実施する。

(3) 施設賠償責任保険

煙火類の製造中又は貯蔵中の事故に伴う第三者損害賠償を、保険により充当する。

保険料は、煙火貯蔵量・危険工室数のデータ等、持点評価制度に基づき全会員に負担を願う。

(4) 事故防止指導金制度の実施

事故発生の抑止力となることを目的として、事故の発生頻度・無事故を維持してきた年数等を考慮して、事故防止指導金の徴収を事故発生当事者に対して行う。

7. その他

検査所における検査機器の内、赤外分光光度計の老朽化に伴う装置の更新を行う。

更新費用については、約300万円を見込む。

その他、検査所及び事務局が各事業を行うための施設、機器、備品等の老朽化に伴う修理、更新については、事業の推進状況と優先度を考慮して行う。